

# 健康保険組合および健康保険組合連合会が共同で実施する

## 高額医療給付に関する交付金交付事業の公表について

協和キリン健康保険組合  
理事長 村田 渉

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、委託先への提供、合併等に伴う提供、グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。協和キリン健康保険組合（以下「当健保組合」という。）では、高額な医療費が発生した場合に、健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）が実施する高額医療給付に関する交付金交付事業（以下「高額医療事業」という。）から医療費の助成を受けるため、診療報酬明細書データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている共同利用する旨、共同利用する個人データ項目、共同利用する者の範囲、共同利用する者の利用目的、個人データ管理責任者名または名称について、次のように公表いたします。

### 1. 健保連との高額医療事業の共同実施について

健康保険組合と健保連では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、健康保険組合に高額な医療費が発生した場合、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）については、電子レセプトのCSV情報、または紙レセプトのコピー、当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録（記載）した「交付金交付申請総括明細データ」、または「交付金交付申請総括明細書」を健保連・高額医療グループに提出します。この交付を受けることによって、当健保組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

### 2. 共同利用する個人データ項目について

前項の「交付金交付申請総括明細データ」または「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目

### 3. レセプトデータを共同利用する者の範囲について

- ・協和キリン健康保険組合 給付事業担当
- ・健康保険組合連合会 高額医療グループ職員
- ・業務委託先 公益財団法人 日本生産性本部・情報システム事業部  
および協力会社

### 4. レセプトデータを共同利用する者の利用目的について

当健保組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健康保険組合連合会・高額医療グループにおいては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

5. レセプトデータ等の管理責任者名（または名称）について

レセプトデータ等の管理責任者は、当健保組合の常務理事と健保連の高額医療グループグループマネージャーです。